

令和4年2月22日

令和3年度 四国経済産業局 「中小企業知的財産支援事業」

海外模倣被害調査報告

(北四国地域企業の海外展開のための
知的財産トラブル対策支援事業)

(公財) かがわ産業支援財団
○ (一社) 愛媛県発明協会

背景

近年、日本は人口の減少等のため、日本国内の企業は海外の市場を求めて海外展開を行う企業が増加している。

特許庁「模倣被害調査報告書2020」の**模倣被害***のアンケート結果によると、模倣被害を被った企業数は**毎年1万社**を超え、模倣被害を被った企業数の割合（日本の同年度内に模倣被害を被った企業数／日本の産業財産権を保有する企業数）は、6.1%（2015年）、5.4%（2016年）、7.0%（2017年）、7.0%（2018年）、7.4%（2019年）と、年々増加傾向である。

模倣品の製造国は、**中国（約31.6%）**、韓国（6.0%）、タイ（5.4%）、香港（4.8%）、台湾（0.9%）、その他欧州（1.6%）となっている。模倣被害は、商標や意匠で多くみられ、和解金のために数億円の支払いや、海外からの撤退等が余儀なくされた企業も多々ある。現在模倣が最も多い国は中国であるが、アセアン諸国も技術レベルが向上し巧みな模倣被害が広がることが予測されている。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの海外向けの商談会などが中止になっているが、アフターコロナに備えて、各企業とも次なる成長に向け事業戦略の再構築を開始している。そのような環境下において、今後の海外進出時のトラブルを事前に検知、対応していくことは重要である。

*****：特許や実用新案、商標、意匠、著作権等の知的財産権を侵害した商品・サービスが製造販売されることで、利益を損なう可能性がある被害をいい、権利化していない商品やサービスの模倣被害も含む。

目的

本事業は、北四国地域（香川県、愛媛県）において、このような現状を鑑み、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据え、中小企業の海外進出の支援を行うため、ジェトロ及び金融機関と密に連携し、貿易関連中小企業及び今後特産品等の海外販売を計画している中小企業に対して、過去5年間の模倣被害・技術流出被害等の実態をアンケートやヒアリングで把握し、対策を指導・支援することにより、中小企業が地場産品等の特色ある商品の海外展開をスピード感をもって強力に推進できるよう、中小企業の知財意識・模倣・技術流出に対する意識を向上させ、海外進出に係る知的財産体制の強靱化を図るものである。

結果

1. アンケート回収率

項目	結果
アンケート送付	956 社
回答企業数	269 社
回収率	28.1 %

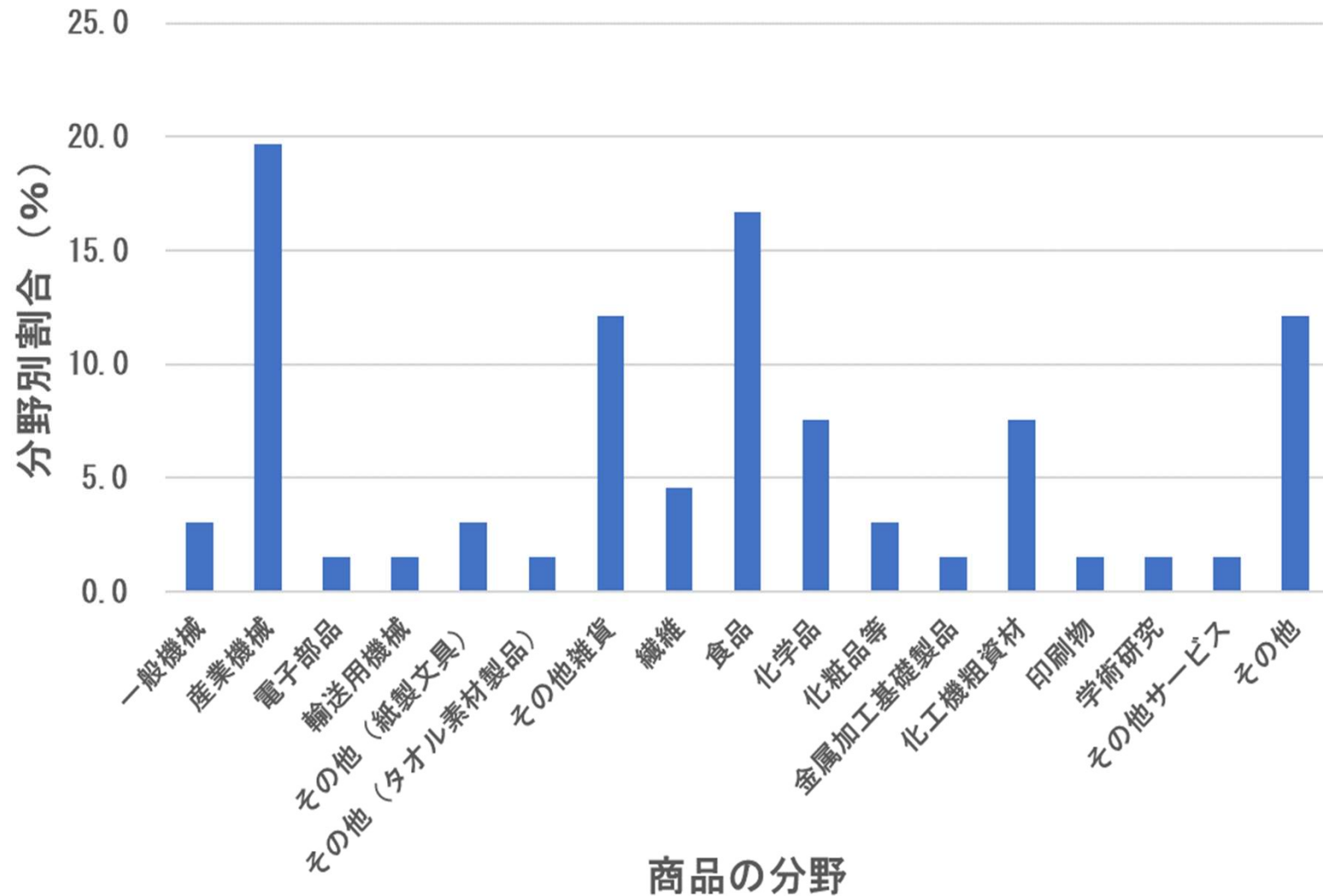
2. 模倣被害企業の割合

項目	結果
回答企業中の 輸出企業数	168 社
ヒアリング企業数	128 社
模倣被害企業数	50 社
模倣被害件数	65 件
<u>模倣被害企業数</u> 輸出企業数	29.8 %

○北四国地域の企業で、アンケートの回収率は、約28%

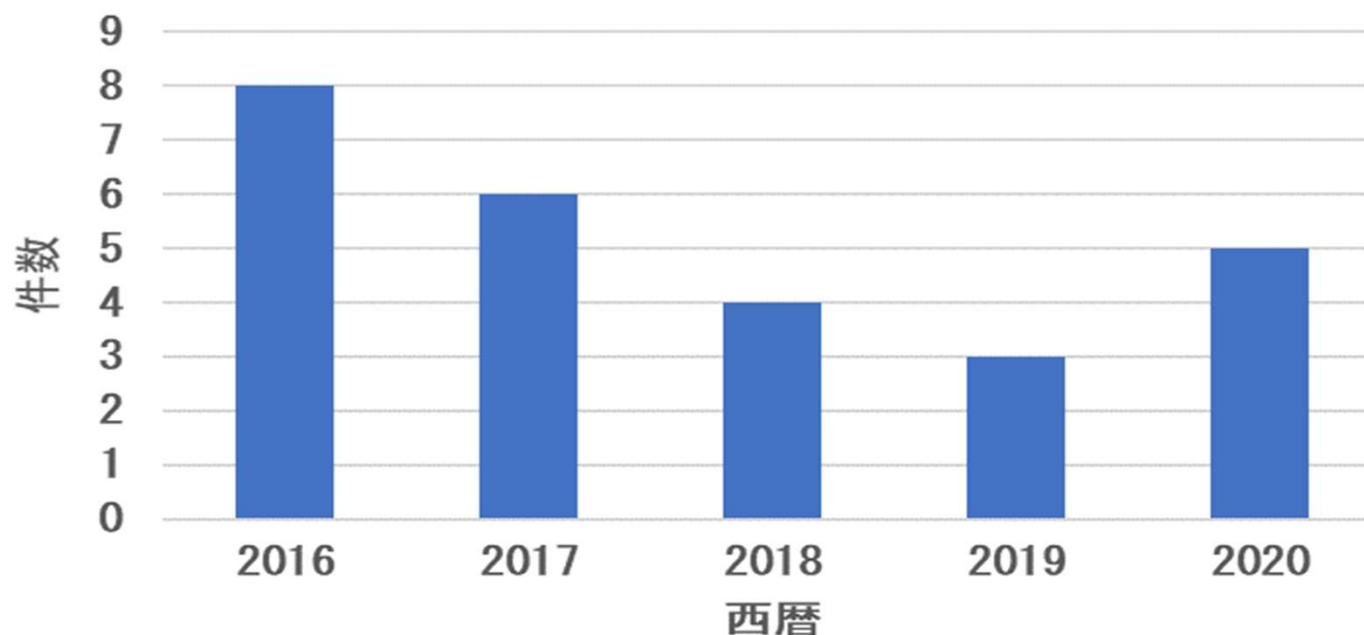
○海外で**模倣被害**を被った企業の割合は、**約30%**

3. 模倣被害の商品の分野別割合



○海外展開している企業の模倣被害は、広い分野で行われており、特に、**産業機械、食品分野等**で、多くの被害を被っています。

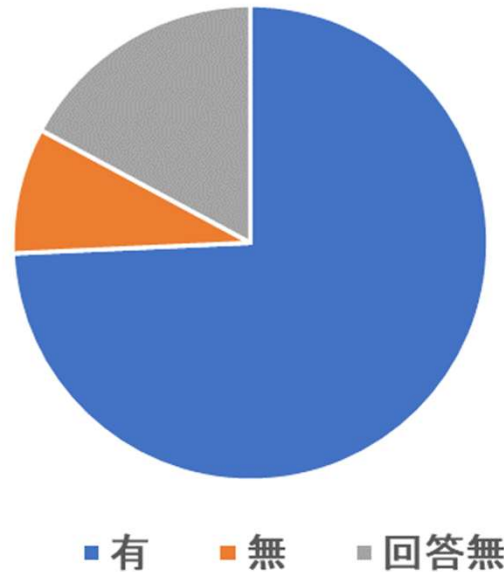
4. 年度別模倣被害の件数の推移



西暦	2015 以前	2016	2017	2018	2019	2020	過去5年 の平均
件数	39	8	6	4	3	5	5.2

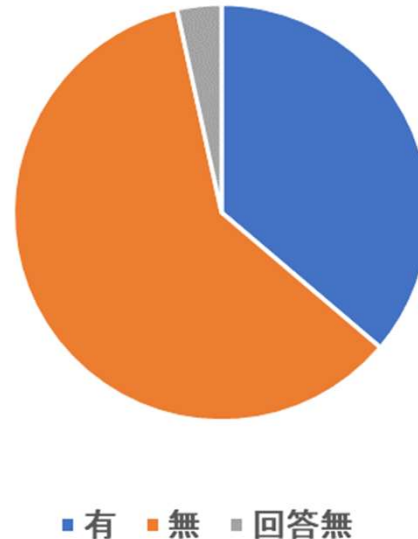
- 過去5年間の平均は、5.2件（3.1%）である。
- 減少傾向である？
- 過去に、39件の模倣被害に被った事業所がある。

5. 北四国地域企業の権利の取得割合



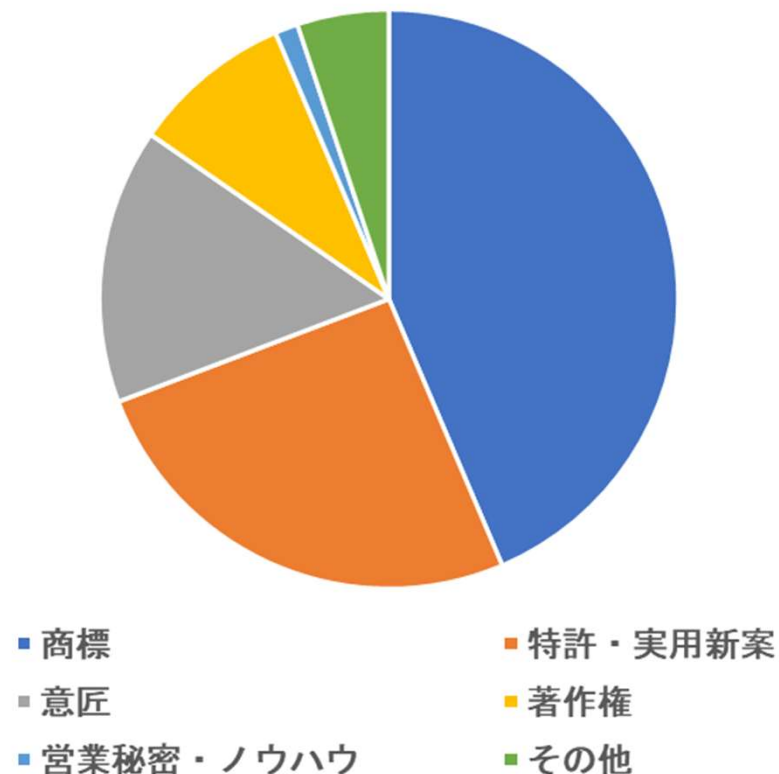
- 北四国地域で、海外展開している企業のうち、約74.3%の企業が、権利（特許、商標、意匠、実用新案等）を取得しています。
- 日本国内の知財の権利は、日本国内だけで通用するものです。輸出先の国でも権利を取得しましょう。

6. 海外での権利の取得割合



- 海外で、権利（特許、商標、意匠、実用新案等）を取得している企業は**36.2%**で、取得していない企業は**60.3%**です。
- 海外展開する場合は、せめて**商標**や**意匠**の**権利**を輸出先の国で取得しましょう。
- 海外で模倣被害を被った時、海外で権利を取得していなければ、自社の権利を主張することができません。

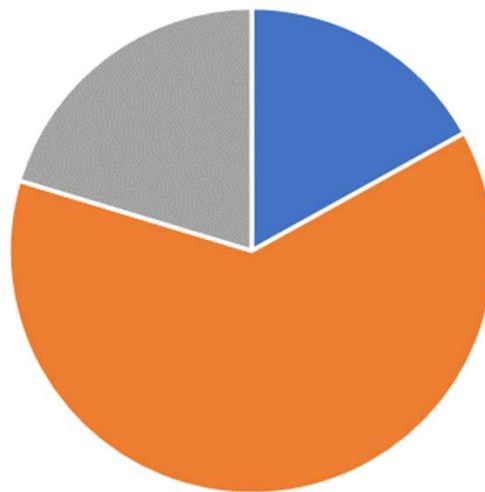
7. 模倣被害の種類



○模倣被害の種類は、商標が最も多く、次いで、特許・実用新案、意匠と続きます。

○日本国内の商標の出願件数は、約19万件／年ですが、中国の商標の出願件数は、約900万件以上／年です。

8. インターネット上の被害



■ 有 ■ 無 ■ その他

- インターネット上の被害は、**16.9%**が有で、**62.7%**が無でした。
- 今後、**増加**する傾向があります。
- ホームページの丸コピー被害**が増えています。

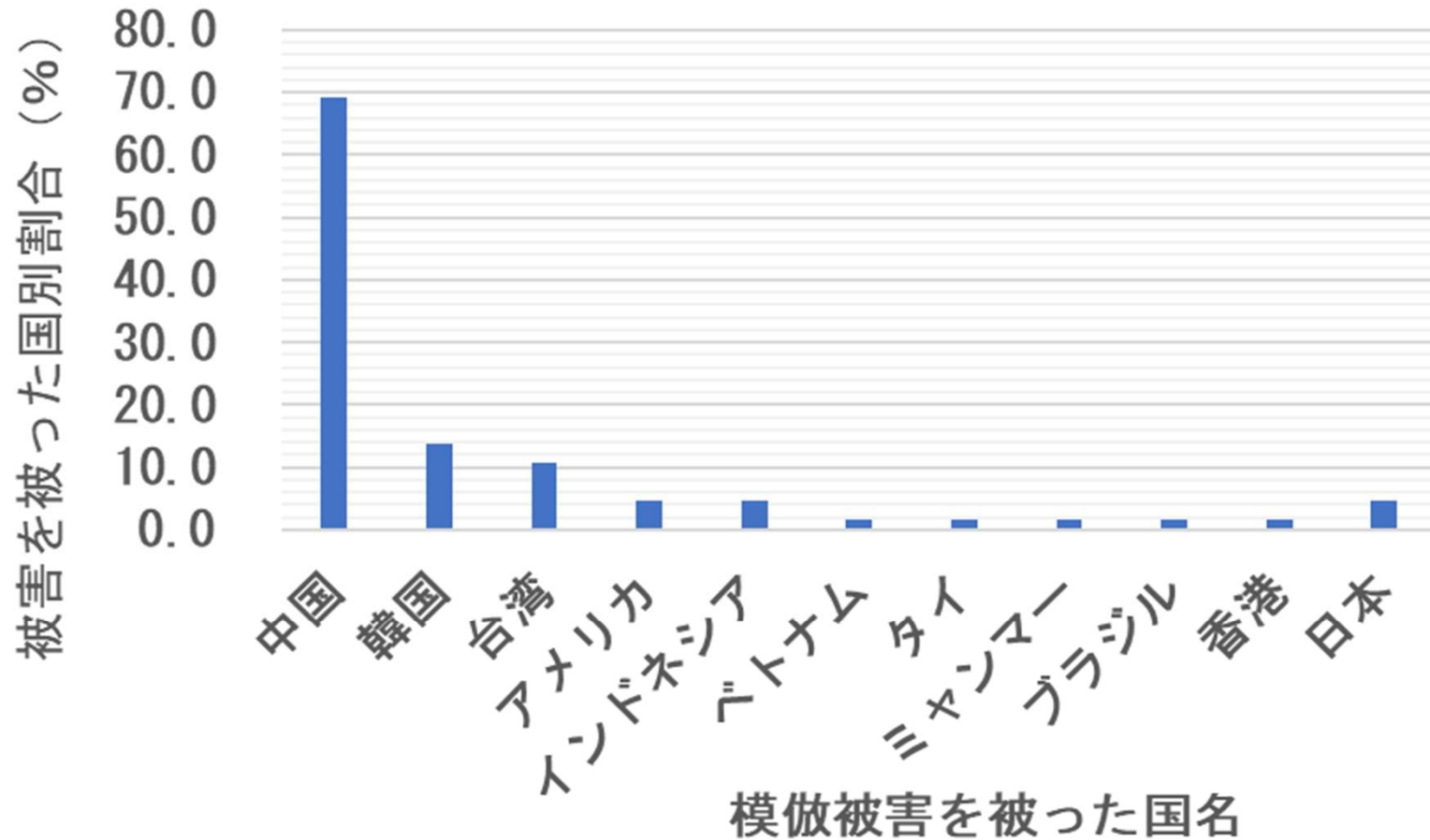
9. 模倣被害を被った地域



■ アジア ■ 欧州 ■ アフリカ ■ 北米 ■ 中南米 ■ 中東

○北四国地域の企業が、海外で模倣被害を被った地域は、
アジアで多く95.2%でした。
次に、北米で**3.2%**でした。

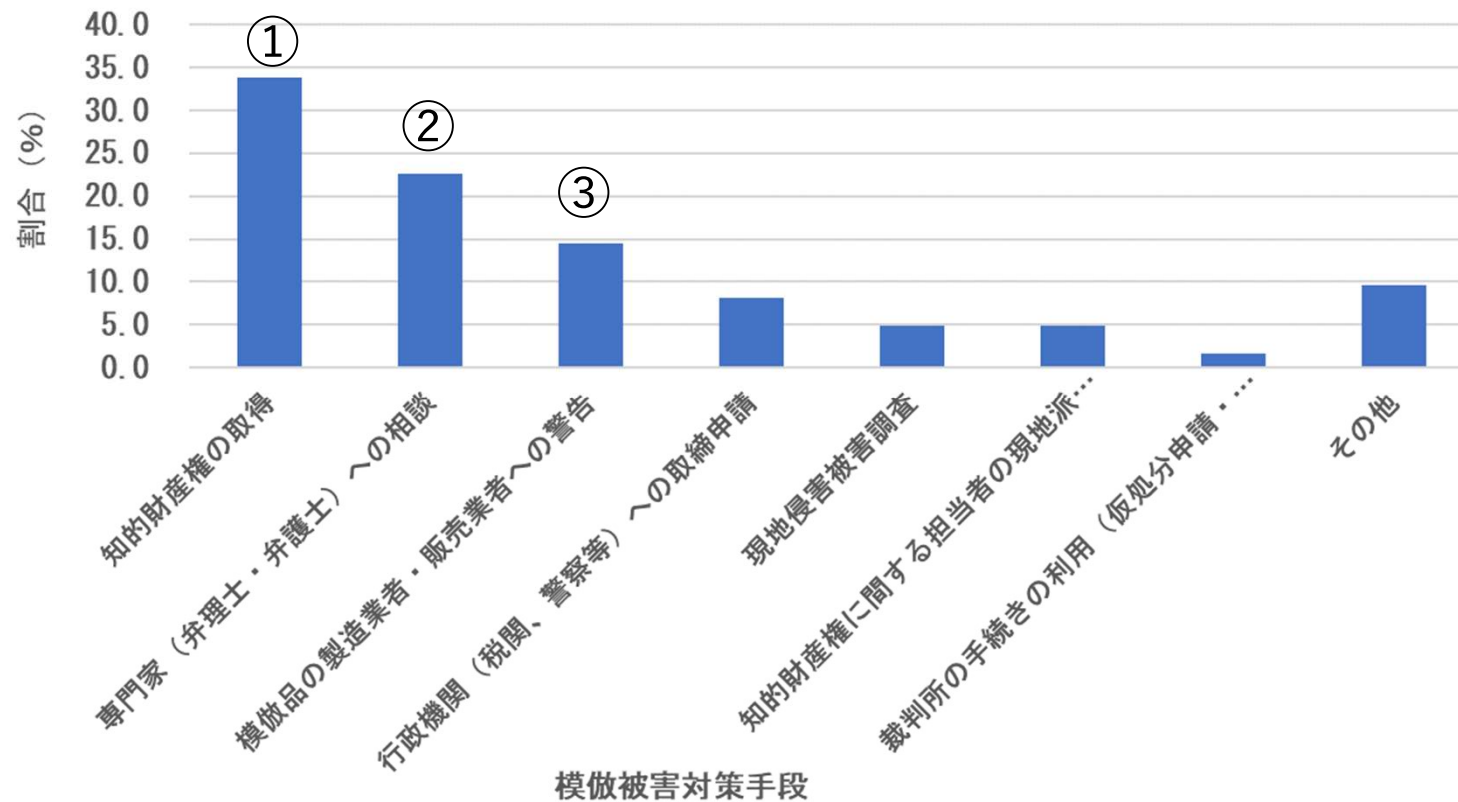
10. 北四国地域の企業が模倣被害を被った国



○北四国地域の企業が、模倣被害を被った国は、**中国**が最も多く**69.2%**、次いで**韓国**が**13.8%**、**台湾**が**10.8%**、上位3か国で**93.8%**を占めています。

○同じ、漢字文化圏には、十分注意しましょう。

1 1. 効果のあった模倣被害対策



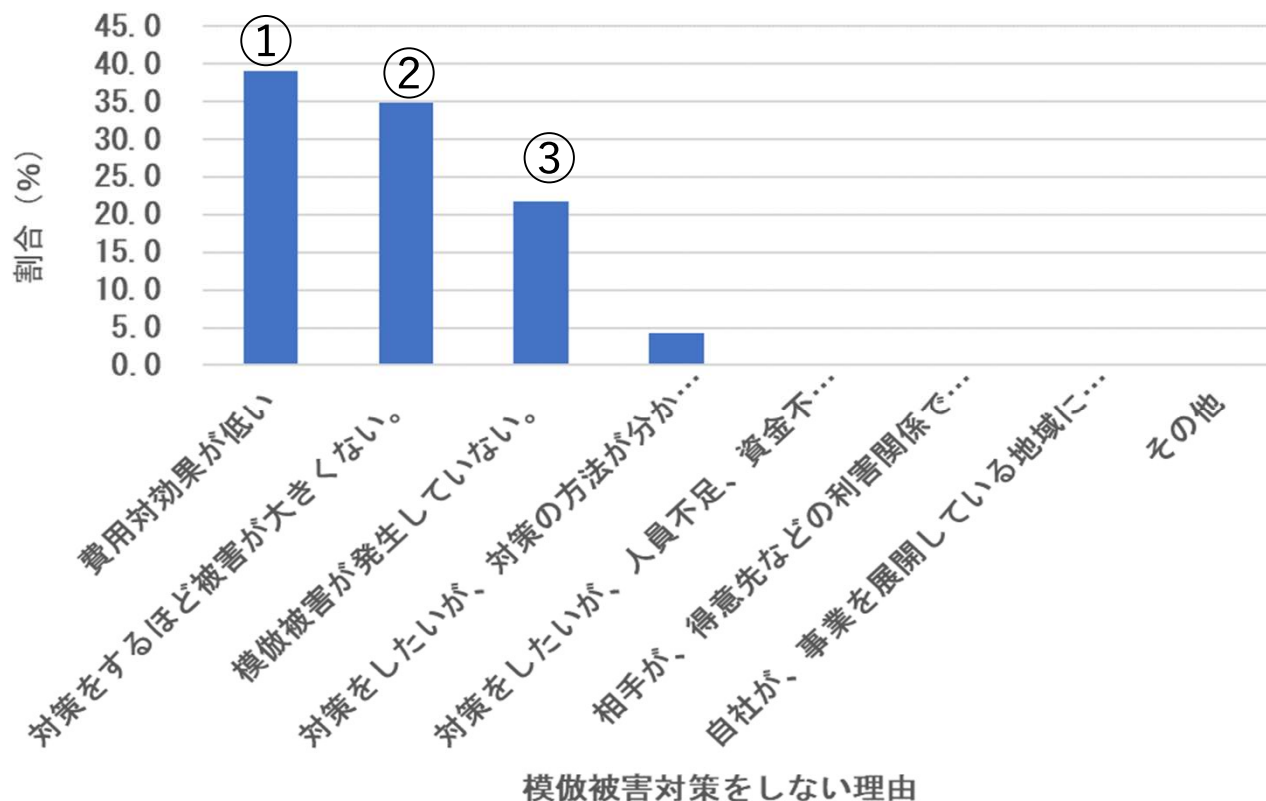
○効果のあった模倣被害対策は、

①知的財産権の取得

②専門家（弁理士や弁護士）への相談

③模倣品製造者への警告 等であった。

1 2. 模倣被害対策をしない理由



模倣被害対策をしない理由は、

- ①費用対効果が低い、
 - ②自社の被害が大きくない、
 - ③模倣被害が発生していない思う。
- 等であった。

海外展開している
企業の30%は、
知らない間に、
模倣被害を被って
います。

模倣被害事例 1 (商品のデッドコピー)

1	○メーカー（A社）は、中国で製品を製造販売しているが、デッドコピー製品が、多量に製造販売されている。定期的に、模倣企業を調査し、警察へ届けているが、きりが無い。
2	○メーカー（A社）は、韓国で自社の製品のデッドコピー製品を発見した。A社は、韓国から撤退した。
3	○メーカー（A社）は、約10年位前に当社の製品の主要部品（消耗品）のデッドコピー品を中国で見つけたが、何個位販売されたか把握できず、被害額も不明である。何も対応していない。
4	○メーカー（A社）は、韓国で、品質の悪いデッドコピー製品を発見した。A社の製品の品質が悪いものとイメージが定着し、悪いイメージを払拭するのに時間を要した。今後は、INPIT知財相談支援窓口や海外知的財産プロデューサーの活用を検討したい。
5	○メーカー（A社）は、中国や日本国内に工場を有し、製造・販売している。約20年前に、デッドコピー製品を発見し、4回ほど訴訟を起こし、勝訴したが、被告側の倒産・夜逃げ等で多額の費用（数千万円）の回収が出来なかった。
	○その他、 30件、非常にたくさんの模倣被害がある。

模倣被害事例 2 (商標の模倣被害)

1	○メーカー（A社）は、自社製品を中国で販売を計画したが、既に商標登録されていた。A社は、A社の別の商品名で販売を開始した。
2	○メーカー（A社）は、中国のB社に、商標を先行登録された。A社は、中国で、商標はまだ登録していない。
3	○メーカー（A社）が、中国で現地法人を立ち上げる時に会社名を申請したところ、既に登録済みであった。会談後、権利を譲渡してもらった。
4	○メーカー（A社）は、中国で商標登録を申請したところ、先に、中国のB社が類似の商標を申請していた。異議申し立てをして、商標を勝ち取った。
5	○メーカー（A社）は、台湾で類似商標を発見した。異議申し立てを行い、解決するのに3年かかった。
6	○メーカー（A社）は、自社製品を、中国で販売しようとしたが、既に商標が登録済みで、商標が使用できない。中国から撤退した。
7	○メーカー（A社）は、中国のB社に、商標を先行登録された。しかし、B社はA社の製造委託先なので、A社はB社から商標を無償で譲渡してもらった。
	○その他、 11件、海外展開する場合、海外で商標登録は大切。

模倣被害事例 3（インターネット上の模倣被害）

1	○メーカー（A社）は、2019年にインドネシアにて、現地販社がホームページのデッドコピーを表示している事業所を発見した。著作権を侵害している旨通告することで対応した。
2	○メーカー（A社）は、韓国で、ホームページのデッドコピーを発見した。A社は、韓国から撤退した。今後は、無料相談や海外知的財産プロデューサーの活用を検討したい。
3	○メーカー（A社）のホームページのデッドコピーの被害を中国で被った。アドレスが異なるため発覚した。弁理士を通じて、異議申し立てを行い、ホームページのコピーはなくなった。
4	○メーカー（A社）において、顧客からなりすましメールが届き、あやうく被害が生じかけた事があった。
	○その他、数件

非常に、気づかない手法で、知らない間に、被害を被る可能性がある。

模倣被害事例 4

(印刷物等のコンテンツ等の無断コピー)

1	○メーカー（A社）は、10年程前に中国での展示会で、A社商品を模倣した装置及びカタログの展示があった。同社装置の消耗部品に関しては各地域で模倣が生じている可能性はあるが、模倣を発見していない。
2	○メーカー（A社）は、10年以上前に、A社のカタログに使用しているイラスト・写真等を、韓国競合メーカーのカタログに無断で流用している事例が多く発見した。
3	○メーカー（A社）は、2017年頃に、A社の商品をコピーした商品を中国で生産して、さも自分たちが考え付いたかのようにアメリカのクラウドファンディングに出展した事例を発見した。
4	○メーカー（A社）のカタログ（旧版）及び仕様書が2020年から2021年にかけて模倣される事例が国内と中国で発生した。 先方に警告すると共に、カタログは電子で発行するようになった。
	○その他 数件

まとめ 1

- 北四国地域（香川県、愛媛県）の企業で、アンケートの回収率は、約28%
- 海外で**模倣被害**を被った企業の割合は、**約30%**
- 海外展開している企業の模倣被害は、広い分野で行われており、特に、**産業機械、食品分野**等で、多くの被害を被っています。
- 海外で、権利（特許、商標、意匠、実用新案等）を取得していない企業は**60.3%**です。
- 海外展開する場合は、せめて**商標**や**意匠の権利**を輸出先の国で取得しましょう。

まとめ2

- 模倣被害の種類は、**商標**が最も多く、次いで、特許・実用新案、意匠と続きます。
- ホームページの丸コピー被害**が増えています。
- 北四国地域の企業が模倣被害を被った国は、**中国**が最も多く**69.2%**、次いで**韓国**が**13.8%**、**台湾**が**10.8%**、上位3か国で**93.8%**を占めています。
- 効果のあった模倣被害対策は、
 - ①**知的財産の取得**
 - ②**専門家（弁理士や弁護士）への相談**
 - ③**模倣品製造者への警告** 等であった。
- 知らない間に、海外で模倣被害を被ります。
十分、気を付けてください。

海外展開している企業様で、模倣被害等でお困りの時は、下記にご相談ください。

1. (一社) 愛媛県発明協会
TEL: 089-960-1103
2. INPIT愛媛県知財総合支援窓口
TEL: 089-993-7360

謝辞

本事業は、令和3年度 四国経済産業局「中小企業知的財産支援事業」『北四国地域企業の海外展開のための知的財産トラブル対策支援事業』の一環としてとして行われたものであり、本事業に関わる関係者各位に厚くお礼申し上げます。

ご清聴、ありがとうございました。